

## 令和5年大口町教育委員会3月定例会議

令和5年3月14日

午前11時30分 開議

大口町中央公民館 2階 C会議室

### 議事日程

日程第1 教育長報告

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 議 題

議案第4号 大口町教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について

議案第5号 大口町立学校文書管理規程の全部改正について

議案第6号 大口町立学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則について

議案第7号 大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱について

議案第8号 大口町生涯学習活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

日程第4 連絡・報告事項

(1) 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

(2) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について

(3) 大口町教育委員会外部評価委員会評価を受けて

日程第5 その他

### 出席者

教 育 長 長 屋 孝 成

教育長職務代理者 水 谷 恵 子

委員 鈴木 由布子  
委員 丹羽 力也

委員 舟橋 由治

#### 説明のため出席した者

生涯教育部長兼  
町史編さん室長兼  
生涯学習課長

社本 寛

学校教育課長 松井 宏之

学校教育課長補佐

三輪 典幸

学校給食センター  
主幹兼 所長

丹羽 清人

図書館主幹兼  
図書館長

鈴木 加代子

## ◎開会

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 こんにちは。

定刻になりましたので、定例会議を始めます。

本日の出席委員は3名であります。定足数に達していますので、これより令和5年大口町教育委員会3月定例会を始めます。

なお、傍聴人はございません。

(午前11時30分)

---

## ◎日程第1 教育長報告

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 日程第1、教育長報告をお願いします。

○長屋教育長 それでは改めまして、こんにちは。

先回は2月22日でしたので、それ以降の主なことについて報告をしたいと思います。

まず1点ですが、2月26日日曜日でしたけれども、おおぐち町民一日議会が開催されました。町民の方6名が一般質問されました。その中の1名の方が、とりわけ学校教育といたしますか英語教育の充実を図るために英語学習の支援をするような仕組みをつくっていききたいというようなお話で大変感動したわけですが、今後、その方のお力を借りて、とりわけ小学校教育の中に教育活動として生かせるのではないかなあと思っておりますので、次年度に向けてその準備をしていきたいなあということを思っております。

それから3月に入りまして、7日の中学校の卒業式、ありがとうございました。

子どもたちの聞く態度は大変すばらしいものがあって、これが成人の集いにつながっているなあという感じを持ちました。また、卒業式が終わってからの子どもたちの自主的な活動についても、ちょっと長いなどは思いましたけれども、本当に先生たちの3年間の御苦労が報われるような瞬間ではないかなあ、そんなことを思いました。

それから3月12日、おとついですけれども大口町の桜並木健康ジョギングが開催されまして、4年ぶりということでしたけれども、約300名ほどの方に参加をさせていただいて盛大に行われたんではないかなあということを思っております。

それから、教職員の人事異動の件につきましては、今、名簿をお渡ししましたが、教育委員会の定例会で御承認をいただいて、そして尾張教育事務所を通して県教委に人事内申をしたわけですが、本日はその内示がありました。これは既に承認されている内申案に基づく内示でございますので、またお手元に委員の皆さん置かれて適宜御活用いただければというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。

今日このような時間ですが、ちょっと内容もたくさんありますが、どうぞよろしくお願いい

たします。以上で終わります。

- 社本生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 それでは、日程第2以降、よろしくお願いいたします。

---

◎日程第2 議事録署名者の指名

- 長屋教育長 日程第2、議事録署名者の指名を行います。

署名者には、水谷恵子職務代理者と鈴木由布子委員を指名しますのでお願いいたします。

---

◎日程第3 議 題

議案第4号 大口町教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について

- 長屋教育長 続きまして、日程第3、議案第4号 大口町教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則につきまして、事務局、お願いします。

- 松井学校教育課長 それでは、議案第4号 大口町教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について。

大口町教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定めるものとする。令和5年3月14日提出、大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由としましては、この案を提案するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、この規則の一部を改正する必要があるからでございます。

最終ページの新旧対照表のほうを御覧ください。

「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」というところを「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に変更するというものです。

こちらの古いほう、第28条の5第1項には、定年退職者の再任用の規定が定められています。これを新しいほう、第22条の4第3項に規定をすることは、定年が65歳に延長されたことにより、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以降に退職した職員を本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができるというものに置き換えるということでございます。

説明は以上です。

- 長屋教育長 ありがとうございます。

この案件につきまして、何か御質問等ございましたらお願いします。

ありませんか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ないようですので、質疑を終わり、議案第4号 大町教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について採決をしたいと思います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案件は可決ということになりましたのでお願いいたします。

---

#### 議案第5号 大町立学校文書管理規程の全部改正について

○長屋教育長 続きまして、議案第5号 大町立学校文書管理規程の全部改正について、事務局、説明をお願いします。

○松井学校教育課長 それでは、議案第5号 大町立学校文書管理規程の全部改正について。

大町立学校文書管理規程の全部を改正し、別紙のとおり定めるものとする。令和5年3月14日提出、大町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由としましては、この案を提出するのは、町立学校の文書管理に関して所要の改正をするため必要があるからである。

次ページ以降には規程が掲載してあります。今回の改正要旨としましては、現在の大町立学校文書管理規程は、平成12年に制定をしたものでありますが、制定以来、特に改正が行われていません。町の文書管理規程と照らし合わせながらも学校の実情に沿った規定とするため、今回、大町立学校文書取扱規程として全部を改正するものでございます。

説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

この案件について、何か御質問等ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 質疑もないようです。

質疑を終わり、議案第5号 大町立学校文書管理規程の全部改正についてを採決したいと思います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決ということになりました。よろしくお願いたします。

---

議案第6号 大口町立学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則について

○長屋教育長 続きまして、議案第6号 大口町立学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則について、事務局、説明をお願いします。

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 学校開放、今まで運動場とかの開放をしていたものと、それから大口中学校の教室を開放していたものが、時代を経て運用されてきましたけれど、それを1つにしたほうが運用がよりやりやすいということと、それから学校の体育館だとか運動場は、スポーツ開放という名目だったんで、若干スポーツとは言えないんだけどというような、例えば踊りだとか、それから子ども会がスポーツじゃないんだけど使いたいといったときに、規則上使用することができなかったということがありまして、例えば学校で取るだとか、それから教育委員会で取るといった運用的なことをしていましたので、今回、今まで体育館の空調を使わないという前提で、スポーツですね、来ていたんですけれど、時代的に使えるようにしたほうがいいだろうということで、一般の方も体育館を使うときに空調が使えるように見直しをするということになりましたので、この機会であれば、学校開放という名称の条例の中で中学校の開放をしているんで、そこにグラウンド系を全部入れてしまって1つにまとめて運用したほうがよりきれいだろうということで、今回この学校開放というものにしました。

あわせて、今まで毎年団体さんの登録を、メンバーですね、していただいていたけれど、これも町が補助金を出していたり活動を認めている団体については、もう団体登録は要りませんという形で、できるだけ事務の簡素化をしようということも図っています。

さらに複写式の申請書がありましたけれど、これも作成するのに結構お金がかかるんで、申請を出してもらったら、それを受付でコピーを取って運用していくということで、例えば複写式の申請書も作らなくてもいいし、申請者も、例えば家でダウンロードしてきて書いてくるようなこともできるといったようなことで配慮をして改正をしております。

ただ若干、事務をやっているウィルさんのほうからは、手間が増えるとか多少意見をいただいていますけれど、やっぱり利用者目線で運用していってくれという話を今、生涯学習のほうでしておりますので、そういったことを今回の条例、規則の辺りで改正をしたというものであります。

考え方は以上です。内容的についてはまた見ていただいとということでもよろしく申し上げます。以上です。

○長屋教育長 説明が終わりました。

この意見につきまして御質問等ありましたらお願いします。

どうぞ。

○鈴木委員 今おっしゃられたように、運動場、体育館はもともと申請がウイルですね。教室なんかはどうかというふうなんでしょうか。

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 中学校の教室は、今、協働本部のほうで移してやっています。

○鈴木委員 それは変わりなく。

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 それは、当面やはり1か所のほうがよさげな感じはするんですけど、やっぱり使う場所、体育館も運動場だとか集会室だとかと同じような形になりますので、規則としては1つなただけけれど、受付は当面、別でやったほうがいかなというところで運用していきたいと考えています。

○鈴木委員 分かりました。

○長屋教育長 そのほか。  
よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 質疑ないようですので、これをもちまして質疑を終わります。

議案第6号 大町立学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則についてを採決したいと思います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決ということになりましたのでお願いします。

---

#### 議案第7号 大町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱について

○長屋教育長 続きまして、議案第7号 大町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱につきまして、説明をお願いします。

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 こちらにつきましても、従来からリフレッシュ要綱ということで行ってきましてけれど、若干その要綱と現実、今使っている申請用紙が要綱を変えずに様式だけ変えて運用していたということがありましたので、その見直しをしたいというところから始まりまして、あと若干、今まで町内企業で10年間お勤めということをやっていたんですけど、その中で、同一の事業所じゃなくて移って、町内で転職をされて合わせて10年というパターンもあるんじゃないかということで、それにも対応できるような形で見直しをします。

それからあと、先ほど言ったように企業関係で少し様式の不具合がありましたので、その辺りも含めて、今回リフレッシュ・リゾートの見直しをしております。

考え方としては以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

質問等ございましたらお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 質疑もないようですので、質疑を終わらして、議案第7号 大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱について採決をしたいと思えます。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決ということになりましたのでお願いします。

---

議案第8号 大口町生涯学習活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

○長屋教育長 続きまして、議案第8号 大口町生涯学習活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、説明願います。

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 これは、生涯学習活動費の補助金を交付する相手先に大口町体育協会さんがありまして、その体育協会がスポーツ協会に名称を改正されるということになりましたので、その表記を変えたものです。以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

何か御質問等ございますか。

よろしいですか。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 それでは、この件も質疑を終わらして、採決をしたいと思えます。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決ということになりましたのでよろしくお願いたします。

---



#### ◎日程第4 連絡・報告事項

○長屋教育長 続きまして、日程第4、連絡・報告事項に入ります。

1点目、令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定につきまして、事務局、説明をお願いします。

○松井学校教育課長 それでは、お願いいたします。

令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についてでございます。

資料のほうを御覧ください。

新たに1名が追加となります。大口中学校の1年生の生徒です。児童扶養手当の支給により1名追加となります。

もう一枚のほうの資料を御覧ください。

これに伴いまして、大口南小学校、変わらず20名、北小学校が41名、西小学校が56名で、小学校全体で117名、大口中学校は、今まで要保護の方が1名ありましたが、なくなりました。準要保護が57名で、町全体としまして準要保護が174名という形になります。

説明は以上でございますが、委員会終了後、名簿のほうは事務局へ返却をよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

何かあればお願いします。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、2点目に入ります。

大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、事務局、説明をお願いします。

○松井学校教育課長 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告についてです。

今回、使用許可はありませんので、2番の実績報告のほうを御覧ください。

ナンバー1の申請者、愛知江南短期大学学長 伊藤由香、許可年月日は令和4年7月22日、実施日は令和5年2月28日とありますが、実際には令和4年10月から令和5年2月末までの開催ということでございました。事業名は令和4年度後期オープンカレッジ、内容としましては、38講座開催をされまして459名の方が受講されたというふうに報告をいただいております。

2番目の申請者、名古屋法務局人権擁護部部長 宗野有美子、愛知県人権擁護委員連合会会長 山本光子さん、許可年月日は令和4年8月9日、開催日は令和5年2月21日と記載がありますが、実際は令和4年10月14日から作品の募集を行われまして、最終2月21日に1週間ほど作品の展示をされております。事業名は第50回人権を理解する作品コンクール、こちらは愛知県内の1,080校から応募をいただいたようで、応募総数25万3,069点の応募があったというふう

に報告をいただいております。残念ながら大口町から表彰をいただいた方は名簿の中には見当たりませんでしたので、御報告をさせていただきます。

後援名義の使用許可の報告については以上でございます。

○長屋教育長 ありがとうございます。

何かありましたらお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 ありがとうございます。

続きまして、3点目、大口町教育委員会外部評価委員会評価を受けてということにつきまして、事務局、説明をお願いします。

○松井学校教育課長 それでは、資料のほうを御覧ください。

大口町教育委員会外部評価委員会の評価を受けてということで、資料のほうを事前に配付させていただきます。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書という形で資料をお配りしております。

こちらは、表紙をめくっていただきますと下段にありますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条で事務の点検、評価を行って、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないということでございます。これに伴いまして実施をするものです。

例年7月に行っておりましたが、今年度、様式の見直しを行いました。そのためちょっと遅くはなりましたが、年度末になってしまい、来年はまた元に戻して7月ぐらいに評価、点検をする予定にしております。

1 ページのところでございます。

今年度につきましては、松永委員と松岡委員のお二人に外部評価委員をお願いして実施しました。

スケジュールとしましては、2月2日に1回目を行いまして半日程度、図書館と生涯学習課への聞き取りと質疑、それから図書館の見学を行っていただきました。第2回目は2月6日に行いまして、学校給食センター、町史編さん室、学校教育課の聞き取りと質疑を行いました。こちら半日程度実施をさせていただきました。第3回目ということで2月22日、最終の評価、報告ということで委員さんとお話をしながら、こういった評価の報告書をまとめさせていただいたところです。

4 ページ以降には、点検評価及び意見をそれぞれ担当部ごとに、それぞれ事業ごとに評価を

いただいております。

今後のスケジュールであります、本日、定例会で報告をさせていただきます、あさって3月16日開催の文教福祉常任委員会に報告、また3月27日の議会全員協議会で報告をしまして、その全員協議会終了後、議会に提出をするというスケジュールで今後進めていきたいと思っております。

説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

何かありましたらお願いします。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、日程第4はこれで終わりにしたいと思います。

---

#### ◎日程第5 その他

○長屋教育長 日程第5、その他についてですが、事務局、何かありますか。

○三輪学校教育課長補佐 1点、お手元に配付をさせていただきます大口町立学校の部活動についてを説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、クリップ留めとは別で配付させていただきます大口町立学校の部活動について、少し説明させていただきます。

先月2月の定例会においても、この大口町立学校の部活動についてという内容で、少しボリュームのある資料でありましたけれども、説明をさせていただいたところであります。

その際、委員の皆様からは、部活動では学ぶことも思い出も多いこと、また指導が合わずに部活動の参加に後ろ向きであったなんていうこともありますけれども、ただ、子どもの成長につながっているよというような様々な体験からの御意見をいただいております。

中学校においては、定例会で説明させていただいた資料と同じものを用いて中学校に説明をさせていただきます、その後、中学校から、部活動に関する中学校が考える考え方をまとめて事務局に提出されました。

その内容というのが、部活動を現状維持、また一方的に、急激に地域に移行するというのは乱暴な変更ではないのかということであったりですとか、地域の受皿が整ってから地域へ移行をしてほしいと、そういったようなものであります。

こちらといたしましては、そういった中学校の考え方を受けまして、部活動だけではなくて、学校教育そのものが行うべき範囲、そういったことに関して見直しをして整理をしていく、そういうことを改めて学校へ提案していきたいと考えました。

学校がこれまで行ってきたということを否定するということではございませんけれども、やはりこれからは、今までの現状維持で進めていくということではなくて、考え方の変化を受け入れていくということが必要ではないかと思っております。これは学校だけではなくて、やはり家庭であったりですとか、また地域においても同じようなことが言えるのではないかなというふうには思っております。

学校が子どもたちのためにと拡大をしてきたものが請け負えなくなってしまったとして、その代わりとなる受皿があるべきということを前提でいろいろなことを進めてまいりますと、それではやはり地域の協力というものを得るとするのは非常に難しいと思いますし、仮に協力を得られたといたしましても、それが継続的な取組ということにつながるということは、やはり難しいのではないかなと思っております。

学校の現状を地域に対して伝えていくことは大切なことではあるとは思っておりますけれども、地域を学校の受皿とする、少し言い方が悪いのかもしれませんが、地域に押しつけていくというような考え方ではなくて、地域が主体的に立ち上げていく、それが本来の地域活動であり、また継続可能な地域活動ではないかなと思っております。ただ、そのためには、私たち行政の立場からも様々な働きかけが必要になると思っております。

これまで学校といたしましては、地域からの長年にわたるいろいろな要請によって担う分野がどんどん広がってきてしまいました。学校としても子どもたちのため、社会の要請のために何とか工夫して維持してきたこと、そういったことが幾つかございます。その一つに部活動があるのではないかと思っております。部活動については、生徒の自主的、また自発的な参加で行われているというふうにされておりますので、先生たちの勤務が非常に曖昧にならざるを得ないところがございます。

お配りいたしました資料の真ん中以降の2にあります学校、部活動の取組に記載しましたとおり、学校部活動の取組を明確にしていくということは、教員の勤務管理につながることを考えています。そういう部分を私たちがしっかりと示していくことで、地域部活動とは別に学校部活動をどうしていくのか、ひいては学校教育で行う範囲を見直すこと、そういったことにつなげてきたいなと思っております。

地域部活動は、学校教育の部活動を地域に移行することではないことを整理するというところを含めまして、改めて学校へはそういった考え方を伝えていきたいと考えております。また必要に応じて、保護者の方に対しても学校の部活動に関しての考え方、そういったこともしっかりと説明をしていきたいと考えているところであります。

また、今後近いうちにこの資料を基に中学校へは説明に行く予定をしております。本日はこの資料を御覧いただき、皆様の学校部活動に関する考え方、率直な思いを少しまたお聞かせ

いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○長屋教育長 ありがとうございます。

学校教育課のほうで今後の部活動の在り方について、今検討してかなりまとまってきたことについて説明がありました。

教育委員の皆さんにおかれましては、部活についての考え方、今後またお聞かせいただければありがたいなあということを思っています。いずれにしましても、部活の教育的意義ということは物すごくよく分かるわけですけれども、子どもたちの負担とか先生の働き方改革等も含めて、新たな時代に新たな考え方の下で部活動を展開していく必要があるというところでありますので、よろしく願いいたします。

今日はこの辺りで、ここでこの件については切りたいと思います。

委員の皆さんのほうから何か御質問、御意見等、どんなことでも結構ですので、ありましたらお願いします。

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 教育長が切りたいと言われたことを補足するのも何だなあというふうに思ったんですけど、教育長が書いてみえますこれに、かなり今言われたことがしっかり書かれているんですね。

最初の教育長が少し挨拶されたことを非常に、今まで先生たちがよかれと思って一生懸命やってきたんだけど、ほとんどやっぱり保護者とか社会のほうから、いいことなんで求められて、先生たちは一生懸命また意欲を持って、それがどんどん今高じてきて、本当にこのままでいいんですかということで、求める部分はやっぱりみんな求めるんだけど、それを受け止めていくほうにやはり少し負荷がかかり過ぎているんじゃないかという中に部活動も一つあるということです。

なかなか先ほど三輪補佐が言いましたように、学校現場を維持していくんだとか保護者の理解も得ているんだって、そんなに部活動で遅くなっていないというふうに、かなり教育委員会が示したものに対して対局みたいなものが返ってきているんですけど、私たちはやっぱり意欲ある先生たちが意欲で潰れてしまわないように、その意欲ある人たちを、どちらかという一旦守りたい、一度、地域なり家庭に子どもたちの成長に関わる部分でお戻しをするというのは失礼かもしれないけれど、といったことをした中で、もう一度再構築したらどうだという提案をしているんですけど、やっぱり先生方、意欲ある方が中心になって、いや、うちらはそんなに困っていないとか、まだまだできるんだという、なぜやれる方法を考えないというところで若干対立をしている感はあるんです。

先ほど言いましたけど、意欲ある人たちをやっぱり私たちは守りたいというか、力を生徒指導とか教材研究とかそういったほうにも発揮していただきたいとか、それから自主的な活動

だから勤務時間じゃないんだということなんですけれど、でも自主的な活動だといいいながら、そこで何か事故とかが起きれば、やっぱり先生方はきっと責任を問われたりしていくんで、日本のというといけないんですけど、ある意味曖昧なことでもうまく進んできた世の中は、若干法律とか勤務時間とかいろいろと責任を問われる時代になってきているんで、よかれと思って曖昧にしながら進んできたところを今この段階で、このときに一度、あまり本当は明らかにすると苦しくなるんだけど、曖昧なところを少し責任だとか、それから事故が起きたときだとか、そういった視点で整理をしたらどうだという考え方の下にできているということですので、すみません、補足ということで少しだけ発言をさせていただきました。

○長屋教育長 ありがとうございます。

また後日で結構ですので、御意見があればぜひ聞かせていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。

○水谷教育長職務代理者 1町1中なので、日頃から思うんですけど、敵、味方とかそういうことではなくて、何とかうまく歩み寄りというか考えを同一にできる方向に導いていけたらいいなどは、いつもどんなことに関しても思っています。

○長屋教育長 ありがとうございます。

議論をして、1中、方向を見つけて頑張れよという御意見と思いますけれども。

よろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、ないようですので、協議・連絡事項は終わりましたので、事務局へお返しします。

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長兼生涯学習課長 では、以上をもちまして、3月の大口町教育委員会定例会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

(午後 0時10分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員

委 員